

明日香村景観計画 — 概要版 —



「朝日さす里」 (撮影：木治清志)

平成23年3月 明日香村

はじめに

～明日香村民の皆様へ～

明日香村は昭和55年から現在まで、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、「古都保存法」と略します)による歴史的風土特別保存地区、及び奈良県風致地区条例による風致地区に村全域が指定されています。

また、平成23年4月からは、明日香村景観条例に基づき、同じく村全域が景観計画区域に指定されます。

上記法令に基づいて、明日香村では次に掲げる行為については、これまでと同様に、既存の古都保存法・奈良県風致地区条例に基づく許可申請と併せて、新たに明日香村景観条例の届出を行為着手までに手続きをすることが必要となります。

古都保存法・奈良県風致地区条例及び明日香村景観計画に基づく 許可申請・届出が必要な行為

- (1) 建築物の新築・増築・改築及び移転
- (2) 工作物の新築・増築・改築及び移転
※高さ1.5m未満の工作物の新築・増築・改築及び移転は届出のみが必要となります。
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立又は干拓
- (7) 建築物等の色彩の変更
- (8) 屋外広告物の表示又は掲出
※許可申請のみが必要となります
- (9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- (10) 大字景観計画に基づき規定された行為
※届出のみが必要となります。



秋の明日香路 (撮影：稲葉好伸)



朝明けの真神原 (撮影：シノイサム)



飛石秋景 (撮影：鈴木キヨシ)

また、景観計画では、これまで行政指導で実施していた内容や、時代の経過により発生している新たな課題に対してより良い景観形成を図っていけるよう、次に掲げる内容を位置づけています。

明日香村景観計画に基づき新たに追加される基準

① 住宅の規模等について

- 2階建て以下とし、総2階は避けること。ただし、地理的条件及び特殊事情を考慮する。

② 屋根の意匠・形態について

- 原則として、勾配は4～6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上とする。

③ バルコニーの意匠・形態について

- バルコニーは設置しないように努める。バルコニーを設置する場合、建築物と一体的な形態をとるインナーバルコニーの採用や主要な遺跡、展望地、道路から望見されない場所への設置など、設置箇所に配慮する。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とし、外壁に準じた色彩を使用するなどの周囲の歴史的風土との調和に十分に配慮する。

④ カーポートの意匠形態について

- 表面が濃茶等で着色されたものとし、光沢のある材料は使用しない。

⑤ 屋外の自動販売機について

- 位置は、道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しない。また、複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。
- 企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
- 基調となる色彩は、茶、濃茶、ベージュとし、その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置する。

古都保存法・奈良県風致地区条例の許可申請及び景観条例の届出については、行為着手までに手続きが必要となりますので、(1)～(10)の行為を計画されている場合は、手続きに係る詳細な内容などについて、事前に明日香村地域づくり課までご確認ください。

【問い合わせ先】 明日香村地域づくり課

TEL 0744-54-3351 FAX 0744-54-9030

E-mail chiiki@tobutori-asuka.jp

先人達によって守られてきた明日香村の貴重な財産である美しい景観を、次の世代に継承していただけますよう、村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

第1部 景観マスタープラン編

1 明日香村の景観

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、現在も明日香村に継承されてきている遺跡や建築物、また周囲に広がる農地や山林などが一体となって保存されてきた歴史的風土、ならびに山地、丘陵地、平地のつながりを感じられる景観は、日本のこのころのふるさととなっています。

このような、明日香村の歴史的風土に根ざした良好な景観は、村全体のイメージを向上させ、人々の村への愛着を育みます。また、村民のみなさんの生活にゆとりと潤いをもたらし、心を豊かにしてくれます。さらに、まちの魅力が高まることで、訪れる人々に感動を与え、地域社会の活性化にもつながります。

このように、明日香村の良好な景観は、村民ならびに国民共有の財産であるといえます。

景 観

集落や市街地 	公共施設 	祭礼等の 民俗・文化 
農林業などの 産業 	歴史的風土 古代の歴史上意義を有する建造物・遺跡と 周辺の自然的環境が一体となって形成される風土 	

2 計画の目的

明日香村では、これまでも、古都保存法や奈良県風致地区条例などにより、明日香村の歴史的風土の保存に取り組んできました。このことにより、村民ならびに国民共有の財産であるふるさと景観が維持され、平成19年1月19日には、「飛鳥 藤原：日本の古代首都群の考古遺跡群と関連遺産群」として、世界遺産暫定一覧表に記載されました。

しかしながら、一方では、歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠の建築物や工作物等も散見され、担い手不足や高齢化などによる農地や樹林地の荒廃なども景観上の課題となっています。

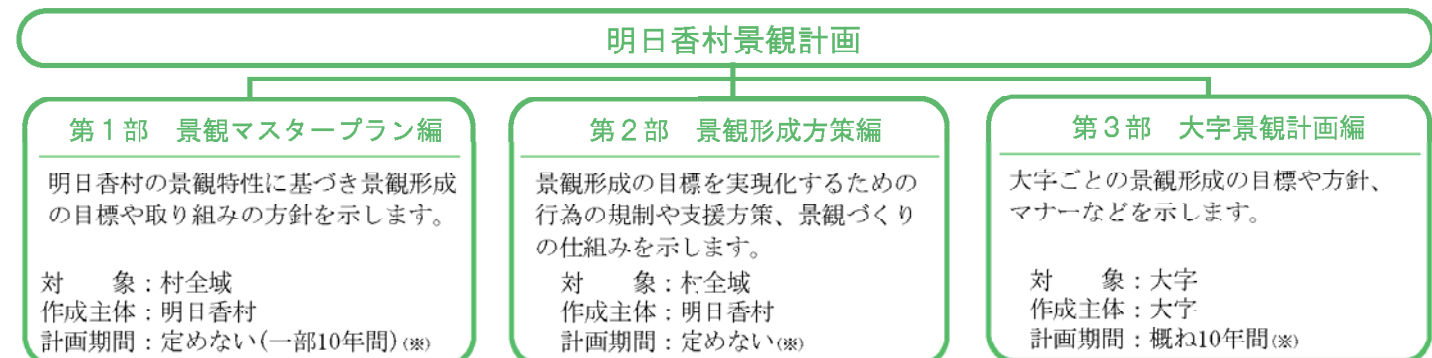
このため、これまでの法制度を基底にしつつ、より豊かな歴史、文化、自然を感じられる景観づくりを目指して、右の諸点を目的として明日香村景観計画を策定します。

明日香村景観計画の目的

- 明日香村の古代から現代まで続く
美しい景観を次の世代に受け継いでいく
- 場所に応じた景観をつくりだす
- 暮らしや文化に息づく景観を
村民の手でつくりあげていく
- 地域内外の人々の協働による景観づくりを
村の活性化につなげる
- 世界遺産にふさわしい景観づくりを進める

3 計画の構成・対象区域・計画期間

村全域の景観を総合的に維持・向上していくために、明日香村全域を景観計画区域に指定します。明日香村景観計画は、「第1部 景観マスタープラン編」「第2部 景観形成方策編」「第3部 大字景観計画編」で構成します。



(※) 社会情勢に大きな変化が生じた場合や新たな景観誘導の仕組みが求められる場合は、見直し・修正を行います。

4 景観形成の目標

歴史的文化的景観の保存・活用、豊かな生活環境の形成、地域の活性化、村民の誇りの醸成などを総合した、美しい村づくりを目指すため、明日香村の景観形成の目標を以下のように設定します。

目 標

古代から現代まで継承されてきた歴史文化遺産の保全・活用を図りながら、多様な美しさを保ち、活気があふれる景観づくりを、村民、事業者、広範にわたる国民、専門家、行政等の協働で進めると共に、明日香村のより一層の発展を目指す。

5 景観形成の基本方針

■ 村全域の景観形成の基本方針

「景観形成の目標」のもと、明日香村の歴史文化遺産を保全・活用しながら村民の暮らす場として快適な環境をつくりだすため、次の諸点を村全域の景観形成の基本方針とします。

基本方針 1

骨格的景観を保全する

明日香村を取り囲む山々や丘陵地の樹林、村内を貫いて流れる河川や広がりのある低地の景観ならびに幹線道路沿いの景観は、明日香村の歴史的風土の骨格をなすものであり、その厳正な保存を図ると共に、道路沿いでは歴史的風土と調和する新たな景観形成を図る。

基本方針 2

歴史文化遺産が形成する景観を保全する

明日香村全域に存在する歴史文化遺産は、明日香村の歴史的風土の重要な構成要素である。これらについては保存・保全を第一とすると同時に、その創造的な活用を目指して、整備・再生を図る。

基本方針 3

個性を活かした集落景観を形成する

生活の営みによって形成されてきた集落景観は、伝統的民家や石積、水路ならびに生活文化資源などの景観資源により構成されている。それぞれの集落の特徴に応じて、これらの景観資源の維持保全や再生を図ると同時に、周辺農地景観と調和した一体的な景観形成を進める。また、景観資源を集落居住者が再認識することを通じて、個性豊かな集落景観の創造を図る。

基本方針 4

産業により生み出される景観を保全・創出する

農業や林業などの産業によって形成される農地景観や森林景観は、明日香村における歴史的風土の基盤となっており、住民の重要な生活・生産の場である。これらの景観については、住民の生産活動との調和を図り、持続的で多様な担い手による維持管理活動を行う。また、景観阻害要素となっている産業関連施設については、修景や集約により歴史的風土と調和した新しい産業景観の形成を行う。

基本方針 5

村民や多様な主体による景観形成を進める

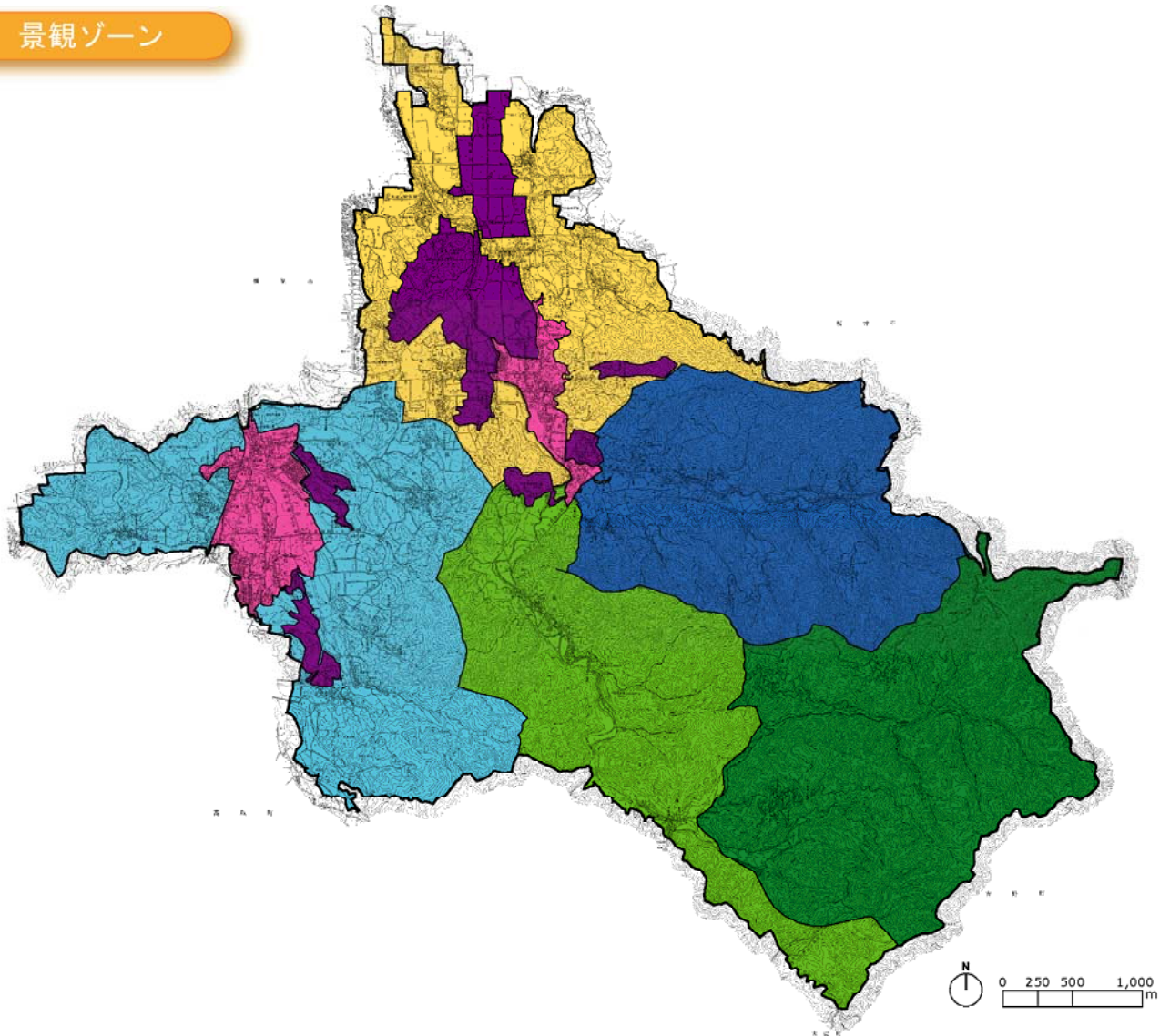
明日香村の景観は村民の生活や生業のなかで育み培われてきたものである。このため、村民を中心としながらも、大字やささまざまな活動団体、飛鳥ファン、行政、専門家などの多様な主体との協働により景観形成を進めていくものとする。

■ 景観ゾーン・景観軸・視点場ごとに景観形成の基本方針

明日香村の景観は、地勢や歴史、文化財などにより地域ごとに様々な景観を形成しています。

地域の特徴に応じた景観形成を進めていくため、明日香村の景観の特徴、文化財の分布状況、既存の法制度の枠組みなどに基づき「景観ゾーン」「景観軸」「視点場」を設定し、それぞれに応じた景観形成の基本方針を設定します。

景観ゾーン



重要歴史的景観ゾーン

明日香村の歴史的風土の枢要地区及び国営飛鳥歴史公園区域において、史跡と周辺の自然環境が一体となった歴史的景観を保全します。また、新たな史跡等の発掘調査と保存整備手法の検討を継続的に実施し、歴史的景観の価値の向上を図ります。

重要歴史的景観連携ゾーン

重要歴史的景観ゾーンとの景観の連続性の確保や丘陵部の樹林地景観の再生、個性豊かな集落景観の保全により、明日香村の歴史的風土の本質的価値を保存・継承します。

市街地賑わい景観ゾーン

明日香村の玄関口にふさわしい風格のある交流拠点景観を創出します。また、歴史的風土と調和した明日香村らしい賑わい景観を再生・創出します。

丘陵集落景観ゾーン

谷筋や斜面地にまとまって立地する伝統的民家や石積みなどの歴史性・地域性を継承した集落景観を保全・創出します。

飛鳥川文化的景観ゾーン

伝統的民家や石積みなどの歴史文化資源が創り出す集落や棚田、長い時間をかけて育成されてきた生活文化が創り出す文化的景観を保全・継承します。また、飛鳥川河岸における良好な水辺景観を保全・継承します。

冬野川谷筋景観ゾーン

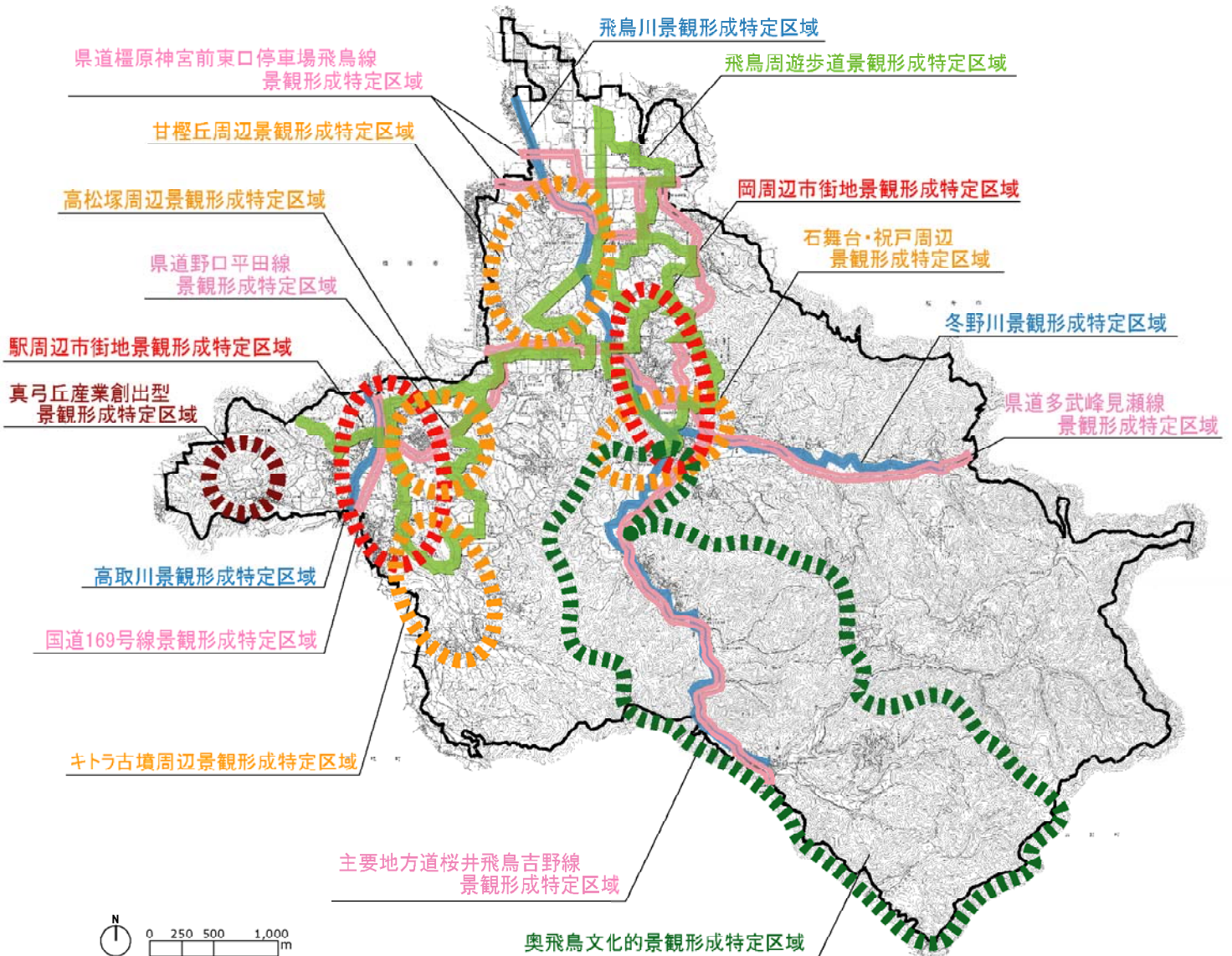
集落と一体となった樹林地景観を保全・再生するとともに、冬野川沿いの親水性の高い水辺景観を形成し、緑豊かな生活環境を保全・継承します。

奥山森林景観ゾーン

樹林地や農地の適切な管理により、自然と一体となった緑豊かな集落景観を形成します。また、多くの人々が明日香村の歴史的風土、歴史的景観を享受できるよう、眺望点などの視点場の整備を推進します。

6 景観形成の将来構想（景観形成特定区域）

景観形成の目標と基本方針をもとに、今後10年間（平成23年度～平成32年度）、優先的に景観整備事業等を実施する区域を「景観形成特定区域」として設定します。



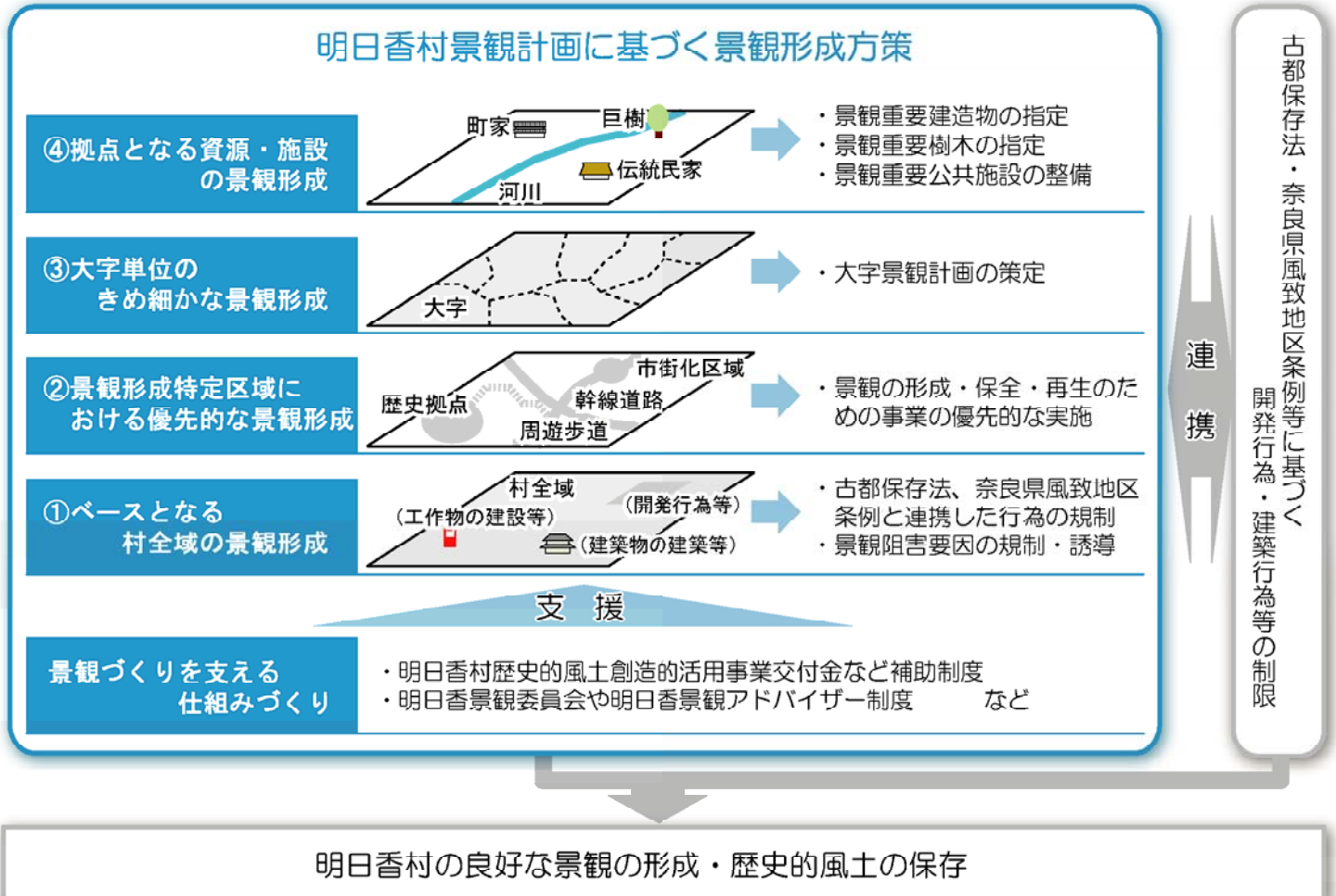
■ 景観形成特定区域（平成23年度～平成32年度）ごとの景観形成の取り組み方針

テーマ	凡 例	種 類	景観形成特定区域の名称	景観形成の取り組み方針	
にぎわい		市街地 景観形成 特定区域	岡周辺市街地景観形成特定区域	商業施設の立地誘導とあわせて、地域の歴史・文化、生活に配慮した町並みの形成を図り、来訪者との饗し交流を通じて、にぎわいのある景観形成を推進します。	
			駅周辺市街地景観形成特定区域	明日香観光の玄関口として、明日香村の歴史的風土に相応しい良好な市街地景観を誘導します。	
歴史文化		歴史拠点 景観形成 特定区域	キトラ古墳周辺景観形成特定区域	明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。	
			石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域	もてなしの逸品・市場づくりなどを通じて、明日香周遊の拠点としてのにぎわいのある景観形成を推進するとともに、風格のあるゲートウェイ景観を創出します。	
			高松塚周辺景観形成特定区域	周用の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。	
			甘樫丘周辺景観形成特定区域	甘樫丘からの俯瞰景ならびに甘樫丘への良好な眺望景観を保全し、明日香村の歴史的風土を享受できる場としての美林の郷づくりを推進します。	
産業		新規産業 創出型 景観形成 特定区域	真弓丘産業創出型景観形成特定区域	明日香村の良好な歴史的風土を保存するため、緩やかな丘陵地形を活かし、周囲を取り囲む山林等の自然環境と一体となった景観を創出します。また、周辺の高墳群や近隣住民による生産活動と連携し、	
			文化的 景観形成 特定区域	奥飛鳥文化的景観形成特定区域	文化的景観保存計画に基づき、古代から連綿とつながる飛鳥川を中心とした文化・生業・生活と深く結びついた地域独自の文化を表象する景観を守り育てます。
周遊観光		周遊歩道 景観形成 特定区域	飛鳥周遊歩道景観形成特定区域	世界遺産登録を見据え、多様な人々が周遊する明日香観光の主要ルートとして、細部まで行き届いたデザインの配慮のもと、ヒューマンスケールの景観形成を進めます。	
			幹線道路 景観形成 特定区域	国道169号線景観形成特定区域	奈良と和歌山を結ぶ広域幹線道路のなかでも、明日香村の歴史・文化の風格を感じられる景観形成を進めます。
				主要地方道桜井飛鳥古野線景観形成特定区域	沿道の植生の回復、四季の感じられる生き生きとした里山の育成を図り、緑豊かな道路景観の形成を進めます。
				県道多武峰見瀬線景観形成特定区域	明日香村への東からのゲートウェイとして、棚田と集落、周囲の山林が一体となって創り出す自然豊かな景観を保全します。
				県道野口平田線景観形成特定区域	明日香村の顔となるような沿道景観を形成します。
県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線景観形成特定区域	第1種歴史的風土保存地区を通る道路として、明日香村の歴史的風土を享受できる明日香らしい道づくりを推進します。				
自然		河川 景観形成 特定区域	飛鳥川景観形成特定区域	万葉集に詠まれた文学的な景観や、河川と集落等の関係により形成されてきた文化的景観を保全・継承し、明日香らしい河川景観や自然環境の再生を進めます。	
			冬野川景観形成特定区域	周囲の棚田や山林、集落と一体となった自然豊かな景観形成、親水性の高い河川景観の形成を進めます。	
			高取川景観形成特定区域	連続性のある緑景観を創出し、明日香村の玄関口に相応しい風情のある河岸景観を形成します。	

第2部 景観形成 方策編

1 景観形成方策の全体構成

明日香村景観計画に基づく景観形成は、「ベースとなる村全体の景観形成」「景観形成特定区域における優先的な景観形成」「大字単位のきめ細かな景観形成」「拠点となる資源・施設の景観形成」の4層で構成し、それらを明日香村歴史的風土創造的活用交付金などの補助制度や明日香景観委員会、明日香景観アドバイザー制度などにより景観形成の取り組みを支えていくこととします。



2 ベースとなる村全体の景観形成

届出対象行為

1. 古都保存法及び奈良県風致地区条例に基づき許可申請対象と規定されている行為
2. 高さ1.5m以下の塀、柵、門その他これらに類する工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. その他大字景観計画に基づき規定された行為

明日香村景観条例に基づく届出対象行為については届出、古都保存法・奈良県風致地区条例に基づく許可申請の対象行為については許可申請が、いずれも行為の着工までに必要となっています。必ず着工前に明日香村役場まで相談・確認の上、届出及び許可申請をしてください。

◆ 規模・建ぺい率・後退距離等に関する景観形成基準

行為/項目		区域	景観形成基準
建築物の新築又は増築	仮設の建築物	全域	・移転の容易なものであること。
	地下の建築物	全域	・歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。
	農林漁業用の物置、作業小屋等	第1種歴風	・高さ5m、床面積30㎡以下であること。
		第2種歴風	・高さ10m以下であること。
	普通建築物	全域	・2階建て以下とし、総2階は避けること。ただし、地理的条件及び特殊事情を考慮する。
		第1種歴風 第1種風致	・従前敷地内であること。 ・従前の高さ以下かつ8m以下であること。 ・制限床面積以下であること。 ・建ぺい率2/10以下であること。 ・外壁等の後退距離は、道路側3m以上、隣地側1.5m以上であること。 ・緑地率は4/10以上であること。
第2種歴風 第2種風致		・高さ10m以下又は従前の高さ以下であること。 ・建ぺい率3/10以下であること。 ・外壁等の後退距離は、道路側2m以上、隣地側1m以上であること。 ・緑地率は3/10以上であること。	
第2種歴風 第3種風致		・高さ10m以下又は従前の高さ以下であること。 ・建ぺい率4/10以下であること。 ・外壁等の後退距離は、道路側2m以上、隣地側1m以上であること。 ・緑地率は2/10以上であること。	
建築物又は工作物の改築増築	全ての建築物	第1種歴風	・改築前の高さ以下であること。
		第2種歴風	・高さ10m以下又は改築前の高さ以下であること。
	ビニールハウス	第1種歴風	・高さ1.5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
		第2種歴風	・高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
	その他の工作物	第1種歴風	・改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
		第2種歴風	・移転の容易なものであり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
工作物の新設又は増築	仮設の工作物	全域	・高さ10m以下又は改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
	地下の工作物	全域	・歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
	電気供給のための電線路、空中線系統	全域	・高さ20mを超えるものは、建替えによる新設であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 ・増設では、高さ20m以下又は従前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
		全域	・高さ20mを超えるものは、建替えによる新設であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
	ビニールハウス	第1種歴風	・高さ1.5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
		第2種歴風	・高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。
その他の工作物	第1種歴風	・高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。	
	第2種歴風	・高さ10m以下（新設の場合、10m以下又は改築前の高さ以下）であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。	
土地の形質の変更	全域	全域	・許可建築物、工作物の新築、改築、増築のための最小限度のものであること。 ・建築物の敷地内、文化財の調査、道路等の設置、管理等のためのものであること。 ・変更後の土地について、植栽その他必要な措置を行い、かつ木竹の育成に支障を及ぼすおそれのないものであること。
		第1種歴風 第1種風致	・農地、牧草地に接する土地の開墾であること。 ・1haを超える土地の形質の変更にあつては、法の高さが2m以下であること。
		第2種歴風 第2種風致	・土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。 ・1haを超える土地の形質の変更にあつては、3m以下であること。
		第2種歴風 第3種風致	・土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。 ・1haを超える土地の形質の変更にあつては、4m以下であること。
木竹の伐採	全域	・許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のための最小限度のものであること。 ・択伐は伐採後の成林が確実な1ha以下の皆伐（知事が指定した森林の区域外の伐採）であること。 ・森林の区域外の木竹の伐採であること。	
土石の採取	全域	・露天掘りでないこと。	
水面の埋立又は干拓	全域	・歴史的風土ならびに風致と著しく不調和とならないこと。	
物件の堆積	全域	・歴史的風土の保存に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	

(※) 歴風：歴史的風土保存地区、風致：風致地区

◆ 意匠・形態等に関する景観形成基準

行為/項目		景観形成基準
建築物の新築又は増築、色彩の変更等	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等の勾配屋根（片流れ屋根、招き屋根等を除く）とする。 ・原則として、勾配は4～6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上とする。 ・和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰もしくは黒等とする。 ・農林漁業用に必要な物置、作業小屋等又は床面積の合計が20㎡以下の建築物の屋根については、黒褐色又は黒色の化粧石綿セメント板・アスファルトシングル等の使用も認める。 ・わら葺き屋根等を保護するため、既存の屋根を鉄板葺き等の屋根で被覆する場合は、鉄板等が黒褐色、黒色等歴史的風土と調和する色彩とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の表面が、土、しっくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料（モルタル、リシン吹付け等）で仕上げられたものとする。鉄板壁、ベニヤ壁等は除くものとする。 ・外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。
	建具 建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、扉、雨戸、格子戸、窓格子、窓枠、雨樋、戸袋等の外回りの部分は、屋根及び外壁と調和する形態及び意匠のものとし、木材、銅板、その他これらに類似する外観（褐色、黒褐色又は黒色の鉄板・アルミニウム板・硬質塩化ビニール板等を含む）を有する材料を使用しているものとする。 ・バルコニーは設置しないように努める。バルコニーを設置する場合、建築物と一体的な形態をとるインナーバルコニーの採用や主要な遺跡、展望地、道路から望見されない場所への設置など、設置箇所に配慮する。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とし、外壁に準じた色彩を使用するなどの周囲の歴史的風土との調和に十分に配慮する。
	カーポート	<ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶等で着色されたものとし、光沢のある材料は使用しない。
工作物の新設又は増築、色彩の変更等	塀	<ul style="list-style-type: none"> ・塀は、土塀、板塀、石塀（石垣を含む）又は土塀に類似する外観を有する白色又は黒色のモルタル塀等とする。 ・リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレーとする。
	フェンス・柵等	<ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶等で着色されたものとする。
	棒状工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・表面が濃茶等で着色されたものとする。
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・自然石を使用した石積み（野面石積、玉石積、雑割石積、割石積、間知石積等）又はこれに類似する外観を有するものとする。
	ビニールハウス等	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆材は無色透明若しくは半透明又は黒色の軟質プラスチックフィルムとし、寒冷紗（遮光網を含む）にあっては、白色、緑色又は黒色とする。
	屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・位置は、道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しない。また、複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。 ・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。 ・基調となる色彩は、茶、濃茶、ベージュとし、その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置する。
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は濃灰、濃茶等で着色されたものとする。 	
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁を伴う土地の形質の変更にあっては、擁壁が上記（「工作物の新設又は増築、色彩の変更等：擁壁」）の基準に該当するものとする。 ・法を生じる土地の形質の変更にあっては、畦畔法面等の小規模なものを除き、法面に植栽その他の歴史的風土の維持保存上必要な措置を行う。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・第2種歴史的風保存地区内における森林の択伐で、択伐率が10分の3を超える場合は皆伐として取り扱うこととし、許可を要する。 ・森林の皆伐又は森林地区内における土地の形質の変更のための木竹の伐採については、森林が著名な地形・地物等を構成するもの又は主要な遺跡、展望地等からの景観を構成する重要な要素となるときは、歴史的風土を損なうことのないよう特に慎重に配慮する。 	

3 景観形成特定区域における優先的な景観形成

景観形成特定区域では、屋外広告物や自動販売機の修景、景観阻害要素の除去をはじめとした、各景観形成特定区域に応じた景観形成事業を優先的に実施していきます。

産業創出型景観形成特定区域

- ◆景観ならびに歴史的風土と調和した造成と施設整備の誘導
- ◆周囲の集落や明日香村の景観形成の取り組みとの連携

歴史拠点景観形成特定区域

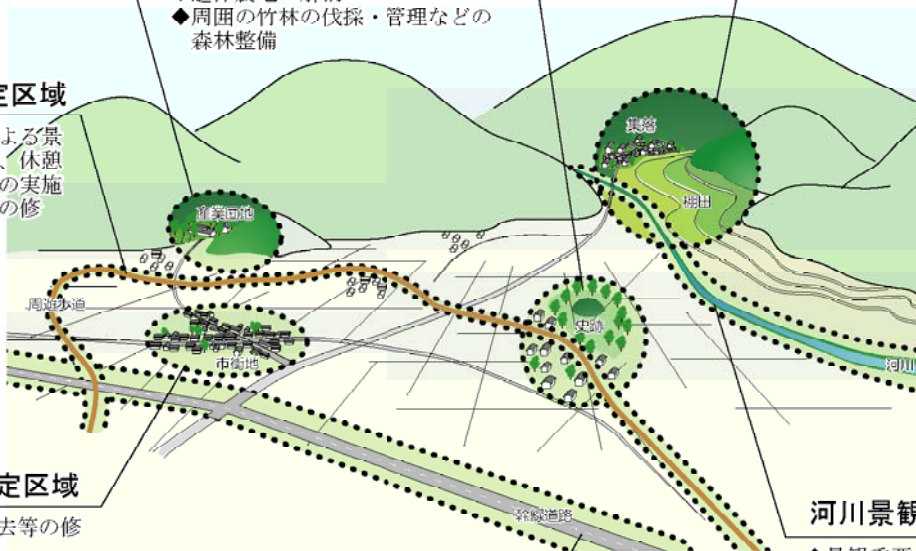
- ◆沿道や飛鳥歴史公園周辺の景観阻害要因の除去
- ◆屋外広告物や自動販売機等の修景の優先的な実施
- ◆屋外広告物等の取締りの強化
- ◆遊休農地の解消
- ◆周囲の竹林の伐採・管理などの森林整備

文化的景観形成特定区域

- ◆重要文化的景観の選定
- ◆伝統的家屋や棚田、石積み、祭礼行事などの生活文化等が作り出す文化的景観の保存

周遊歩道景観形成特定区域

- ◆景観重要公共施設の指定による景観に配慮した道路整備事業、休憩施設等のデザインの統一化の実施
- ◆屋外広告物や自動販売機等の修景の優先的な実施



市街地景観形成特定区域

- ◆建築物前面の看板の除去等の修景支援
- ◆電線類地中化、道路美装化、水路の修景
- ◆住民組織の活動・イベント等の積極的な支援
- ◆企業と連携した明日香らしい住宅モデルの創出
- ◆建築協定の締結や地区計画の策定など

幹線道路景観形成特定区域

- ◆景観重要公共施設の指定による景観に配慮した道路整備事業の実施
- ◆沿道商業施設の屋外広告物等の修景の優先的な実施
- ◆周囲の放置森林や旧果樹園等の適切な管理
- ◆景観阻害要因の除去

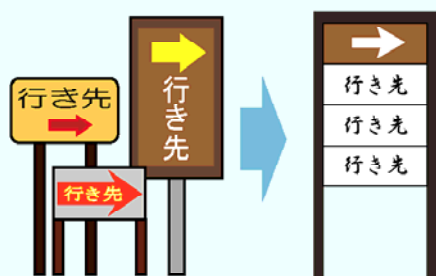
河川景観形成特定区域

- ◆景観重要公共施設の指定による景観に配慮した河川整備事業の実施
- ◆護岸の修景による親水性の向上
- ◆河川沿いの景観阻害要因の除去
- ◆県との連携、村民やボランティアとの協働による河川の維持・管理

◆ 景観形成特定区域における景観形成・保全・再生のための事業例

【屋外広告物の集合化】

各事業者の方々が個別に設置し、煩雑になっている道標等の屋外広告物について、各事業者との連携、調整のもと、明日香村が主体となって、集合化を推進していきます。



【自動販売機の修景】

村全域において、新たな自動販売機の設置や交換等に際しては、修景していくこととし、修景に必要な経費の支援を行うこととします。なお、史跡周辺などの歴史的な区域や周遊歩道沿道など、明日香観光の主要な区域については、自動販売機設置者との合意のもと、積極的に落ち着いた色彩の自動販売機への変更や木製格子の覆いを設置するなどの修景事業を実施していくこととします。



【景観阻害要因の除去】

明日香村における良好な景観の形成上、多大な影響を及ぼしている既存の建築物や工作物については、明日香景観委員会等の意見聴取や所有者等との協議、調整のもと、土地の買収・除去を行なうことにより、明日香村の良好な景観ならびに歴史的風土の再生を推進します。



4 大字単位のきめ細かな景観形成

明日香村の各大字は、立地する地形や地勢、土地の使い方、建物の建て方、農林業などの生業、祭りや行事などの人々の生活文化など、それぞれが個別の特徴を有しています。

そのため、より良い明日香村の景観づくりのためには、「村全域の景観づくり」と「各大字の特徴に応じた景観づくり」を両輪で進めていく必要があります。

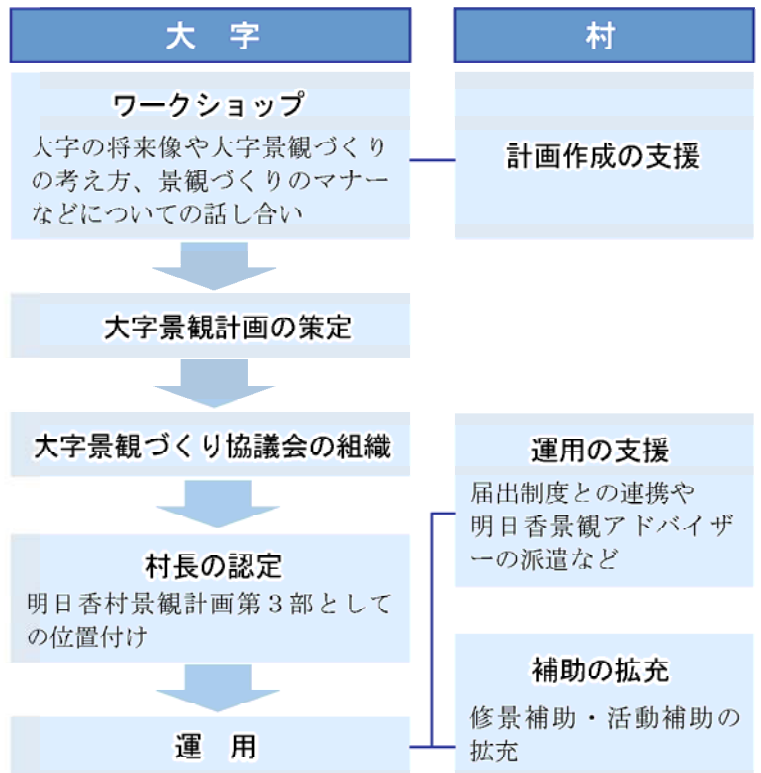
そこで、個性豊かな大字景観づくりを進めるため、合意の図れる大字から順次、「大字景観計画」の策定を進めます。



ワークショップの様子



◆ 大字景観計画の策定と運用(イメージ)



◆ 大字景観計画とは

大字景観計画とは、明日香村景観計画の下に、大字単位で大字の特徴に応じて住民自らが定める計画です。居住区域に限らず、周囲の農地や山林、河川なども含めた大字の全域を対象とし、10年後の大字の姿を目標としていくことを基本とします。

目に見える建物や町並みだけでなく、大字にとって大切な資産の継承方法、土地利用の方針、農地や山林の管理の方針、伝統的な行事や祭礼の継承のための取組の方針など、今後の大字のあり方を総合的に示していく計画となります。

【大字景観計画の構成(イメージ)】

大字の将来像

大字景観づくりの将来像を共有するためのキャッチフレーズやイメージ図などを示します。

大字景観づくりの基本方針

「大字の将来像」を実現するための、大字景観づくりの方向性を示します。

保全・継承していきたい大字景観の特徴

道や建物、樹木、祭り、行事など、大字景観の特徴を共有します。

大字景観づくりのマナー

大字の特徴を保全・継承していくために、配慮すること(ガイドライン)や守るべきこと(ルール)を示します。

大字景観計画の達成を担保するための措置

具体的な取り組みの内容や仕組みを示します。

5 拠点となる資源・施設の景観形成

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持つ建造物や樹木、公共施設については、今後、所有者や管理者等との合意のもとに、「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」に指定し、良好な景観形成の拠点としての整備を進めていきます。

景観重要建造物

◆ 指定方針

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの
- ・故事や伝承、風俗慣習と結びついて、地域における伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・地域の良好な景観形成の規範となるもの
- ・明日香村の歴史的風土の保存の上で、特に重要であると認めるもの

◆ 保全・活用の考え方

- ・建造物の管理を適正に行い、地域における当該建造物の価値を高める。併せて可能なものは、地域の活性化につながる施設として積極的に活用する。
- ・建造物の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、建造物との調和に十分配慮する。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識する。
- ・建造物周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、建造物が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮する。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分に配慮する。

■ 景観重要建造物のイメージ



飛鳥坐神社



伝統的な民家

景観重要樹木

◆ 指定方針

- ・その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせるもの、また、歴史的な建築物等と一体となって、歴史的な風情を高めているもの
- ・故事や伝承、風俗慣習と結びついて、地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

◆ 保全・活用の考え方

- ・樹木の管理を適正に行い、地域における当該樹木の価値を高める。
- ・樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮する。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識する。
- ・樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないよう配慮する。
- ・景観重要樹木の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分に配慮する。

■ 景観重要樹木のイメージ



川原八阪神社のクス



島庄のケヤキ

景観重要公共施設

◆ 指定方針及び保全・活用の考え方

- ・幹線道路や主要な河川など、明日香村における景観づくりの上で特に重要と認められる公共施設については、管理者との協議のもとに、可能なものから景観重要公共施設に設定し、整備の方針を定めていくこととする。

■ 景観重要公共施設のイメージ



飛鳥川



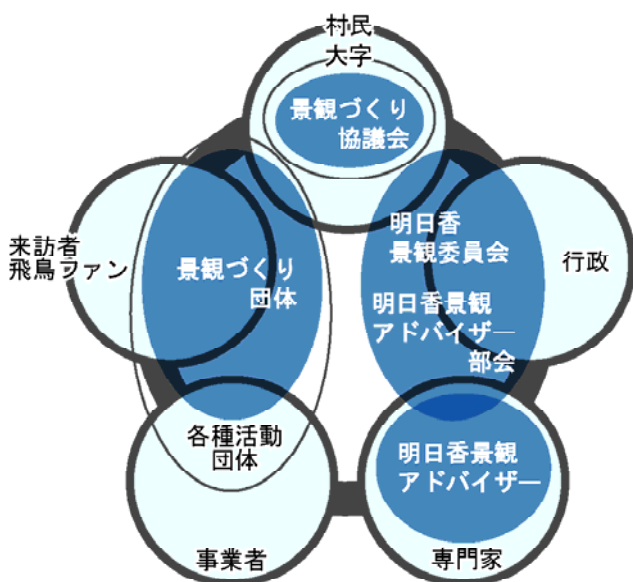
県道野口平田線

6 景観づくりの進め方

各主体の役割

村民	村民一人ひとりが景観づくりの主体となって取り組み、景観への意識を高め、自ら積極的に学び、景観づくりに参加することが求められます。 身近な美化活動等の身の周りの景観への配慮やボランティア組織、NPO等を通じた景観づくりの理解醸成により、村民ならびに国民の財産である明日香村の景観を守り、育てていきます。
大字	大字ごとの特徴に応じた景観づくりを進めていくためには、大字組織としての結束力の強化と大字景観の将来像ならびに景観づくりの方向性の共有化が必要不可欠です。 大字景観計画の策定を通じて、景観に対する認識を共有化するとともに、各大字において景観づくり協議会を組織して、大字景観の維持・管理を担っていきます。
各種活動団体	現在も数多くの団体が農業振興や里山保全などの活動を行い、明日香村の景観の保全・形成に取り組まれています。景観づくり団体の認定などを通じ、これらの個々の団体の活動を継続し、充実・拡大していくとともに、景観づくりをより総合的に推進し、相互の関係に基づく本質的な景観の価値を保全していけるよう、山林、農地、河川、公園、集落などの各分野の取り組みを連携していきます。
事業者	事業者の建物や事業活動が明日香村の景観の構成要素の一つであることを認識し、地域の景観づくりに参加していくとともに、行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力することが求められます。 明日香村の歴史的風土の保存や周辺景観との調和、広告物等の良質な空間デザインの工夫など、質の高い魅力ある景観づくりを意識するとともに、村民との連携を図りながら、よりよい景観づくりを促進するよう努めなければなりません。
専門家	明日香村の景観や歴史文化遺産の価値を、各分野の見識を活かし村民に分かり易く伝え、景観づくりの取り組みの指導的役割を担うことが求められます。 景観に関する専門的知識を有する専門家は、明日香村が設ける明日香景観アドバイザーへの登録等を通じて、大字単位の景観づくりの取り組みや景観づくり団体の取り組みなどに積極的に参画し、専門的見地からの助言・指導を行います。また、明日香景観委員会及びそのもとに設置される明日香景観アドバイザー部会では、専門家が中心となり、建築物の建築や開発行為等に対する助言・指導を行ない、明日香村の歴史的風土に相応しい景観づくりを推進します。
来訪者 飛鳥ファン	人口減少や少子高齢化が進む現在、明日香村の良好な景観を保全し、将来世代に伝えていくためには、村民だけでなく、明日香村に来られる方々や飛鳥ファンの方々の協力が不可欠となってきています。 自らも明日香村の景観の維持・管理、保全・形成の主体であるという認識をもち、村民、行政等と協働で景観づくりの取り組みを進めていきます。また、世界に誇る明日香村の歴史文化遺産や自然環境等の情報を全世界に発信し、明日香村の景観の魅力・価値の向上に努めます。
行政	景観づくりの目標像を実現していくため、村民、事業者等への景観づくりの普及・啓発に努めます。景観づくりに積極的に取り組む大字や団体等を景観づくり協議会及び景観づくり団体に認定し、活動助成を行うとともに、明日香景観アドバイザー制度を設け、活動に対する技術情報や実地指導を行うことができるアドバイザーの紹介、派遣等を推進し、大字や各種住民団体による景観づくり活動を支援します。 建築行為や開発行為等については、古都保存法や奈良県風致地区条例等と連携し、明日香景観委員会・明日香景観アドバイザー部会の意見を踏まえつつ、修景補助等をもとに、歴史的風土の保存及び周辺景観との調和に向けて景観誘導を図ります。また、国や奈良県、明日香村による、道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては、長期にわたって周辺地域の景観デザインの先導的役割となることを考慮し、明日香景観委員会の助言・指導のもと、明日香村の歴史的風土の保存と周辺景観との調和に努めます。

主体間の連携イメージ



◆ 明日香村景観計画・明日香村景観条例に規定する 新たな組織等

景観づくり協議会

景観計画の提案、景観協定の締結等により、専ら、地区の良好な景観の形成を推進することを目的として村民等が設置した協議会です。
大字などの地元住民による地縁的組織が想定されます。

明日香景観委員会

村長の附属機関として、村長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査、審議を行うとともに、良好な景観の形成に関する事項について、村長に意見を述べるができる組織です。学識経験者、関係機関代表、住民代表から構成します。

明日香景観アドバイザー部会

明日香景観委員会のもとに設置される部会のひとつで、行為の規制にあたっての事前審査を行う機関です。学識経験者、住民代表、協議会に關係する大字関係者で構成します。

明日香景観アドバイザー

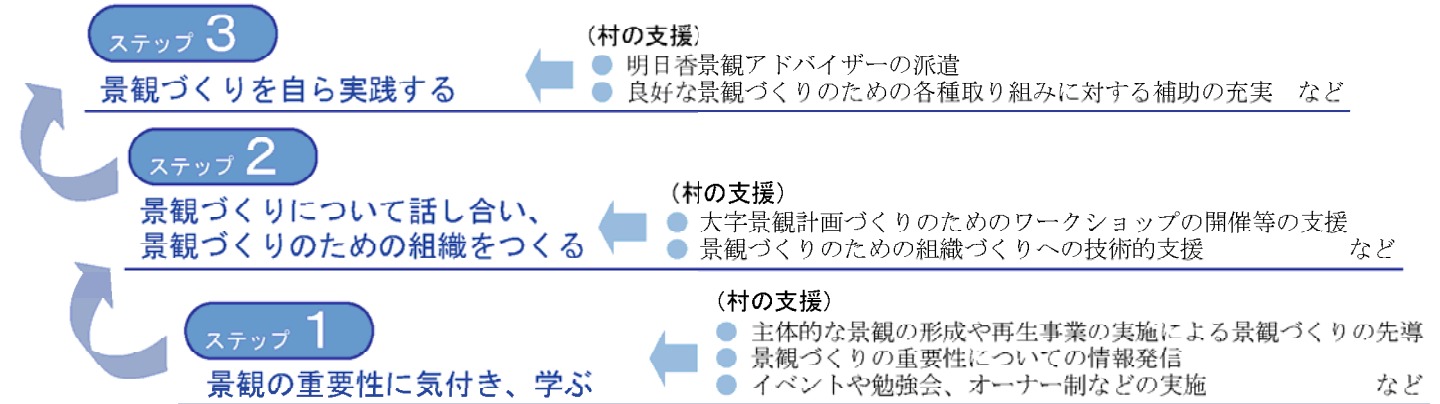
村、村民及び事業者が取り組む良好な景観の形成に関する活動を支援するため、良好な景観の保全、育成、創造及び活用について助言を行います。（登録制）

景観づくり団体

一定の地域の良好な景観の形成に寄与する活動を行なうことを目的とした団体です。村全域、大字を超えた取り組みなどを行う団体が想定されます。

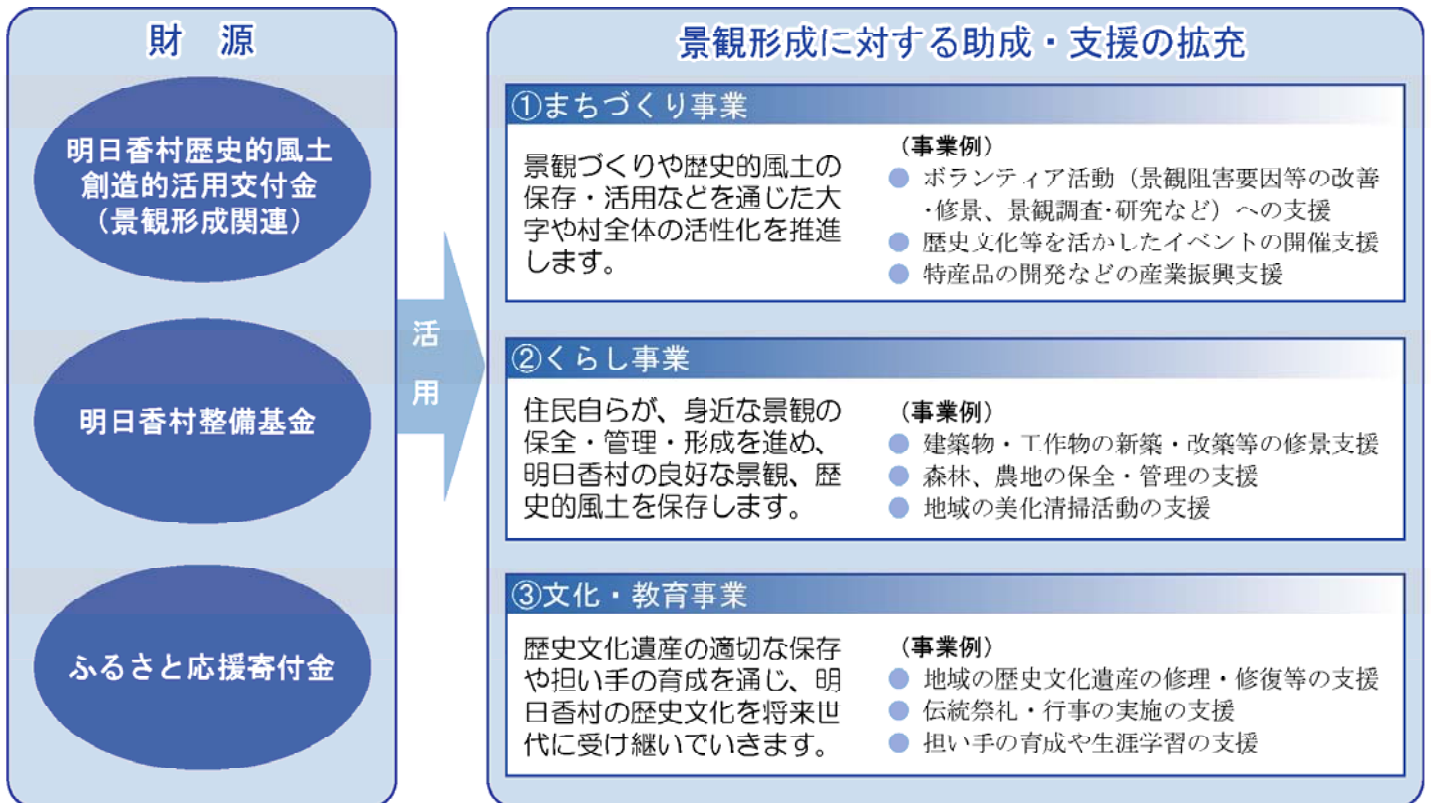
制度・事業・計画の連携による景観づくりの展開

明日香村は、国や奈良県からの補助や支援、明日香景観アドバイザーに登録している専門家の支援をもとに、村民、事業者、来訪者・飛鳥ファンなどの各主体の景観意識に応じた段階的な支援を行っていくこととします。また、建築行為や開発行為に対しては、良好な景観形成のための修景補助ならびに技術的支援の充実を図ることにより、村民や事業者の方々の負担を最小限に抑えながら、より良い景観づくりに導いていくこととします。



景観形成を支える仕組み

「明日香景観委員会」「明日香景観アドバイザー」「景観づくり協議会」「景観づくり団体」などの新たな制度を創設するとともに、建築物等の修景や景観形成に係る取り組みに対する助成・支援を充実させます。



明日香村景観計画 (概要版)

発行/明日香村

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村大字岡55番地
TEL : 0744-54-2001 FAX : 0744-54-2440

発行年月/平成23年3月